

井田川水系土地改良区

理事長 若林 博之 殿

農業振興地域から除外及び転用の同意願い

転用の場合下記条件を厳守します。

1. 下流の農地に汚水等の迷惑をかけません。
生活污水（トイレ、台所、洗濯、風呂水）等は、富山市の許可を得て排水路まで出す。
2. 農地に建物及び樹木の陰等の迷惑をかけません。
3. 危険な廃材及び土石、雑草を放置し農村環境を破壊しません。
（隣接する道路及び水路の草刈は毎月1回厳守します。）
4. 地盛等の場合、田及び道路又は隣接地との境界に側溝を入れること。
擁壁をする場合、隣接者と協議して決めます。（元の畦畔に準じたものとする。）
5. 公共用地との境界は、土地改良区及び集落立会いで決めます。
6. 転用後転売してもこの条件は責任をもって引継します。

土地の表示
富山市

番 田 m²

上記の物件について同意願います。

令和 年 月 日

譲渡人 住所

氏名

譲受人 住所

氏名